

公明党との憲法問題に係る意見交換会概要

1 日 時 平成19年2月2日(金) 13:00~14:00

2 場 所 衆議院第2議員会館1F 第2会議室

3 出席者 (全国知事会)

西川一誠(福井県知事、全国知事会憲法問題特別委員会委員長)

中川浩明(全国知事会事務総長)

(公明党)

白浜一良(党憲法調査会会長、党幹事長代理、参議院議員)

大口善徳(党憲法調査会事務局長、党国対副委員長、衆議院議員)

斉藤鉄夫(党憲法調査会委員、党政調会長、衆議院議員)

石井啓一(党憲法調査会委員、党政調副会長、衆議院議員)

山下栄一(党憲法調査会委員、参議院議員)

西田実仁(まこと)(党憲法調査会委員、参議院議員)

4 意見交換概要

- ・憲法改正問題について、全国知事会が発表した「平成17年度憲法問題に関する報告書」に基づき、その内容を説明し、今後、憲法改正がある場合に、地方分権の考え方を新憲法の中に取り込むことを公明党あてに要望、意見交換。

西川知事発言事項

(総括的事項)

- ・国際関係がグローバル化し、複雑化する中で、国民の自由と権利、豊かな国民生活を保障するためには、国は外交、防衛、金融政策などの国家レベルの政策にこれまで以上に取り組み、地方は地域の課題にかかわる政策を自らの責任で推進するという役割分担、すなわち地方分権の推進が不可欠。このような地方分権の確立は、国のかたちに関わるものとして、憲法改正の議論にふさわしいもの。
- ・公明党憲法調査会が発表された「論点整理」の中では「地方自治こそ民主主義の原動力」であると地方自治に対する重要性の認識を述べられ、「国が地方自治体と地域住民の意思を尊重すること、地方自治体は自立と責任の原則に立つこと、特に財政基盤を確保するため財政的自立を明確にすること等を規定することが必要。」と述べられており、知事会として期待をしている。

- ・ 憲法改正議論を通じ、地方分権の必要性が広く国民の間に定着するよう、麻生会長をはじめ各知事と力を合わせ、運動を展開していく所存。今後、憲法改正案が検討されることとなった場合には、ぜひ「地方分権の推進」が新憲法に反映されるよう、公明党のご尽力を賜りたい。

(個別事項)

- ・ 前文において地方分権の確立を目指すことを宣言すべき。
- ・ 地方自治の基本原則として、住民自治とこれを制度的に保障する団体自治を明記すること
- ・ 国と地方の役割分担を明記すること
- ・ 地方の条例制定権を拡充するとともに、財政自主権の保障を憲法に明記すること

公明党発言事項

(公明党)

- ・ 第一期、二期の分権改革を踏まえて、憲法における地方自治条項の拡充、強化は大切な問題だと考えている。基本的人権を保障する土台となるためにも、地方分権の確立は大切な問題。
- ・ 特に「国と地方の役割分担」「地方の条例制定権の強化」は大事な問題と考えており、地方と議論を重ねていきたい。

(西川知事)

- ・ 市町村合併も一段落し、新しい体制で仕事に臨んでいるが、財政も厳しく、少し内向きになっている。憲法のような基本的な制度を整備しながら、税財源を充実するなど、地方が元気を取り戻すことが大事である。

(公明党)

- ・ 道州制については、憲法の中でどのように考えるのか。

(西川知事)

- ・ 広域自治体と基礎自治体の二層性を取ることにについて、広域自治体を道州と捉えるかは知事会はニュートラルな立場。まず地方分権の実現が最初であるという点では知事の考えは一致しており、道州制ありきで考えてはいけない。

(公明党)

- ・ 国と地方の役割の中で、エネルギーや防衛の問題については国の役割である、と憲法の中できっちり書いていくべきではないか。

(西川知事)

- ・ まず、今の憲法には役割分担の大原則すら書かれていない。国の役割は重要である。しかし、防衛でも水害や地震等の災害でも、まずは地方自治体が動かないと対応できない現実がある。そのような中で、役割をどう規定していくかを議論すべき。